

特産作物の遺伝資源管理（ジーンバンク）事業で  
保存・管理する種苗及びその譲渡に関する事務処理要領

## 第1 趣旨

この要領は、農業研究所（以下「農研」という。）が、特産作物の遺伝資源管理（ジーンバンク）事業で保存・管理する種苗の保存及びその譲渡に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

## 第2 事業内容

- 1 保存する種苗は次のとおりとする。
  - (1) 県内在来の品種・系統
  - (2) 農研が育成した品種・系統
  - (3) 農研が独自の育種目的で収集した国内外の品種・系統
- 2 保存する種苗は、保存番号、品種・系統名、そのほか必要な事項を記した管理台帳に登載し、管理する。必要性がないと判断された種苗は、保存の対象外とすることができる。
- 3 保存する種苗の数量は次のとおりとする。
  - (1) 保存継代に必要な量とする。
  - (2) 譲渡等により保存する数量が減少した時は、速やかに増殖し、その数量を維持する。
- 4 保存する種苗の譲渡は次のとおりとする。
  - (1) 譲渡対象とする種苗は、県内在来の品種・系統又は農研が育成した品種・系統を原則とし、農研所長が決定する。
  - (2) 譲渡対象者は、国内の試験研究機関及び教育機関、県内の農家、農業生産者団体及び農業団体又は育成者権等の利用許諾を受けた者とする。ただし、譲渡を必要とする特段の理由がある場合は、農林水産総合センター長と協議のうち、これ以外を認めることができる。なお、譲渡対象者が県内の農家又は農業生産者団体である場合は、農業普及指導センターの助言又は仲介を得た場合に限る。

## 第3 無償譲渡

- 1 無償譲渡は、次のとおり公益上の目的がある利用に限り行うことができる。
  - (1) 試験研究
  - (2) 教育実習
  - (3) 育種
  - (4) 伝統的作物栽培等農業・農村の有する多面的機能の保持
  - (5) 栽培品種・系統の多様性の保持
  - (6) 在来品種・系統の保護

- (7) 産地化に向けての先駆的取組
- (8) その他社会通念上岡山県の農業振興に寄与する取組

2 無償譲渡を希望する者には次の書類を提出させる。

- (1) 種苗譲渡（無償）申請書（様式第1号）
- (2) 無償譲渡希望者が当該種苗を農地等で増殖し、育成し、又は収穫物を生産する場合は、生産計画書（様式第2号）
- (3) 無償譲渡希望者が県内の農家又は農業生産者団体にあつては、農業普及指導センターの助言又は仲介が判る書類

3 県内の農家又は農業生産者団体にあつては、農業普及指導センターを經由して申請を行わせる。

4 申請の内容を審査のうえ適当と認める場合は、次に掲げる書類を添付して起案、決裁する。なお、種苗譲渡（無償）通知書に記載する譲渡条件は申請毎に定める。

- (1) 種苗譲渡（無償）通知書（様式第3号）
- (2) その他無償譲渡希望者の申請書類1式

#### 第4 有償譲渡

1 有償譲渡は譲渡対象者の第3の1に掲げる以外の目的がある利用に対して行うことができる。

2 有償譲渡を希望する者に次の書類を提出させる。

- (1) 種苗譲渡（有償）申請書（様式第1号）
- (2) 当該種苗を農地等で増殖し、育成し、又は収穫物を生産する場合は、生産計画書（様式第2号）
- (3) 有償譲渡対象者が県内の農家又は農業生産者団体にあつては、農業普及指導センターの助言又は仲介が判る書類

3 県内の農家又は農業生産者団体にあつては、農業普及指導センターを經由して申請を行わせる。

4 譲渡価格は農研所長が別途定める。

5 申請の内容を審査のうえ適当と認める場合は、次に掲げる書類により起案、決裁する。なお、種苗譲渡（有償）通知書に記載する譲渡条件は申請毎に定める。

- (1) 種苗譲渡（有償）通知書（様式第3号）
- (2) 納入通知書兼領収書

6 種苗の引き渡しは譲渡対象者からの代金の納入を確認してから行う。

#### 附則

- 1 特産作物遺伝資源保存・管理事業（ジーンバンク事業）で保存する種苗の保存・譲渡に関する事務処理要領（平成27年4月30日）及び特産作物遺伝資源保存・管

理事業（ジーンバンク事業）で保存する種苗の継続使用に関する事務処理要領（平成29年4月3日）は廃止し、本要領は令和2年7月1日から施行する。

2 この要領は、令和5年5月15日に一部改正した。